

(平成24年3月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで

私たち夫婦は、私が会社勤めを辞めた後は自営でA業を行うと決めていた。自営で子供も小さかったので国民健康保険と共に国民年金も、妻が二人分の年金手帳を持って役場へ手続に行った。その後、健康保険と年金の納付書が役場から送られ妻が毎月二人分の国民年金保険料約 1 万 4,000 円を納めていたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、昭和 59 年 5 月頃に役場で、夫婦の国民年金の加入手続を行い、役場から送付された納付書で夫婦二人分の保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 60 年 9 月 13 日にB町（現在は、C市）で払い出されたことが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち、59 年 5 月から 60 年 3 月までの保険料は過年度納付となり、基本的に役場から送付された納付書では納付できない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の妻自身も申立期間の保険料が未納となっている上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す資料（家計簿及び確定申告書）は廃棄されており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで

私たち夫婦は、夫が会社勤めを辞めた後は自営でA業を行うと決めていた。自営で子供も小さかったので国民健康保険と共に国民年金も、私が二人分の年金手帳を持って役場へ手続に行った。その後、健康保険と年金の納付書が役場から送られ私が毎月二人分の国民年金保険料約 1 万 4,000 円を納めていたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人は、昭和 59 年 5 月頃に役場で、夫婦の国民年金の加入手続を行い、役場から送付された納付書で夫婦二人分の保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金記録の氏名は、昭和 60 年 9 月 12 日に旧姓「B」から「C」への訂正処理が行われているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、同年 9 月 13 日にD町（現在は、E市）で払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、その夫と共に加入手続が行われたと推認でき、当該払出時点では、申立期間のうち、59 年 5 月から 60 年 3 月までの保険料は過年度納付となり、基本的に役場からの納付書では納付できない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与して二人分の保険料を一緒に納付したとしているが、申立人の夫の申立期間に係る保険料も未納となっている上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す資料（家計

簿及び確定申告書)は廃棄されており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山梨国民年金 事案 417

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 45 年 3 月まで

私は、20 歳になった時、A 市役所で国民年金の加入手続をした。その時、B 大学の通信教育の C 学部に在籍しており、窓口で保険料の免除申請をすれば保険料を納付しなくてもよいと説明を受けた。その後、昭和 45 年 3 月に同大学を中途退学するまで、毎年度納付免除の申請をしていたので、申立期間について保険料が免除されていた期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の強制加入者として加入手続を行い、保険料を免除申請することが可能である。

しかしながら、申立人が「年金手帳は昭和 42 年 \* 月に国民年金に加入した時に受け取ったが、その後紛失し、51 年 2 月に再交付された。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号は、51 年 2 月 9 日に A 市役所において払い出されており、その時点では、制度上、申立期間の保険料を免除申請することができない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳によると、年金手帳が昭和 51 年 3 月 2 日に交付され、42 年 \* 月 \* 日に遡及して資格取得が行われたものと確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、20 歳の時点ではなく、51 年 2 月頃と推認され、50 年 4 月から保険料を現年度納付したと考えるのが自然であり、それより前の期間は未加入期間と考えられることから、保険料の免除申請を行うことはできない。

さらに、申立人の年金手帳及び社会保険事務所（当時）の資料においても、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行い、承認されたことを示す記録は無く、ほかに免除申請を行っていたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 660 (事案 373 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から34年3月1日まで

私の記憶では、毎年昇給があり、2万円以上の給与が支給されていたのに、記録では長い間ずっと1万円になっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしいと前回申立てを行ったが認められなかった。給与の金額の記憶に間違いは無いので再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る賃金台帳等は無く当時の事業主も死亡しており厚生年金保険料控除を確認することができないこと、ii) 申立人の標準報酬月額は、同僚の標準報酬月額の変遷と比較して妥当なものであると考えられること、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容に不自然な訂正などは見られないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、今回再申立てを行っているが、申立人からは、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、事業主及び給与計算に関与していた同僚は既に死亡しているため、当時の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、当時の給与額について詳細に説明し、手取り2万円以上の給与を受け取っていたと主張しているが、厚生年金保険料の控除に関しては不明としており、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除が推認できるような周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に



ついて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。